



令和6年3月22日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
行政管理課	職場環境対策室長	青木	内線 9360 直通 058-272-8553 FAX 058-278-2544
農政課	管理調整監	岡部	内線 4011 直通 058-272-8415 FAX 058-278-2680

本県職員の処分について

県は、本県職員の処分を、令和6年3月22日付けで下記のとおり行いました。

記

1 セクシュアル・ハラスメント事案

(1) 被処分者

現所属	職級	年齢・性別	処分の内容
農業大学校	課長補佐級	65歳・男性	停職9日（停職3月相当） ※残りの任用期間による

・根拠 地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び3号

・処分事由 令和6年1月下旬頃及び同年2月28日の勤務中に、農業大学校内で、女性職員に対しセクハラ行為を行った。

(2) 管理監督職員

上記事案に関し、当該職員を管理監督する立場にあった者に対して、管理監督責任に基づく措置を行った。

・懲戒処分以外の措置

措置の内容	措置対象者数
訓告	2名

2 パワー・ハラスメント事案

(1) 被処分者

現所属	職級	年齢・性別	処分の内容
環境生活部	部長級	60歳・男性	戒告

- ・根拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号
- ・処分事由 令和4年5月から令和5年5月までの間、環境生活部において、2名の職員に対し、パワー・ハラスメントに該当する以下の言動をした。
 - ・職員Aに対する「次、何かあったらおめえらただじゃ済まさんぞ、指詰めだぞ」、「そんなことも調べずにやっているのか、お前ら馬鹿か」などの発言
 - ・職員Bに対する「指詰めろ」との発言

(2) 管理監督職員

上記事案に関し、当該職員を管理監督する立場にあった副知事に対して、管理監督責任に基づく措置を行った。

- ・懲戒処分以外の措置

対象者	措置の内容
大森康宏 副知事	厳重注意（文書）